

京都市交通局管理規程 2 - 8 (京都市交通局公印規程) の一部を次のように改正する。

平成 19 年 3 月 30 日

京 都 市 公 営 企 業 管 理 者

交通局長 島田 與三右衛門

第 4 条の見出しを「(公印保管者)」に改め、同条第 2 項中「公印は、」を「公印保管者は、公印を」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項の規程により公印を保管する者(以下「公印保管者」という。)は、公印保管者である旨を文書管理システム(京都市交通局公文書取扱規程第 2 条第 6 号に規定する文書管理システムをいう。以下同じ。)に登録しなければならない。

第 9 条を第 10 条とし、第 8 条を第 9 条とし、第 7 条を第 8 条とし、第 6 条の次に次の 1 条を加える。

(押印手続)

第 7 条 公印を使用する場合は、次の各号に定めるところによらなければならない。

(1) 公印を使用しようとする者(以下「公印使用者」という。)は、文書管理システムにおいて電子決裁(京都市交通局公文書取扱規程第 2 条

第7号に規定する電子決裁をいう。)又は併用決裁(同規程同条第8号に規定する併用決裁をいう。)を行った場合は、文書管理システムにより公印を保管する所属に対して公印の押印のための申請(以下「公印申請」という。)をしなければならない。ただし、紙決裁(同規程同条第9号に規定する紙決裁をいう。以下同じ。)の場合は、この限りでない。

- (2) 公印使用者は、押印を必要とする文書に係る添付文書が電磁的記録である場合は、押印を必要とする文書を、当該添付文書が紙の文書である場合は、押印を必要とする文書のほか当該添付文書又は紙決裁の決定書を公印保管者又は公印保管補助者に提示しなければならない。
- (3) 公印保管者又は公印保管補助者は、前号の規定により提示された押印を必要とする文書と当該決定書とを照合し、押印を適当と認めた場合は、公印申請が行われたものについては、文書管理システムに承認の意思を登録し、及び公印使用者に公印使用簿に必要な事項を記入させたいえ、自ら押印し、又は公印使用者に押印させるものとする。それ以外のものについては、公印使用者に公印使用簿及び当該決定書に必要な事項を記入させたいえ、自ら押印し、又は公印使用者に押印させるものとする。ただし、公印使用者に押印させるときは、公印保管者又は公印保管補助者は、その押印に立ち会わなければならない。

第6条を削る。

第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

(公印保管補助者)

第5条 公印保管者は、公印保管補助者を定め、その職務を補助させることができる。

2 公印保管者は、公印保管補助者を定めたときは、直ちに文書管理システムにその旨を登録しなければならない。

3 公印保管補助者は、公印保管者の命を受け、公印の保管その他の公印に関する事務に従事する。

附 則

この改正規程は、平成19年4月1日から施行する。

(交通局企画総務部総務課)